

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) December 12月号

平成28年度年末年始無災害運動について



開聞 夕景 (指宿市)

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年度年末年始無災害運動について	2
「平成28年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	3
年末年始建設業一斉監督の実施について	4
平成28年度上半期個別労働紛争解決制度の運用状況	5~6
災害に学ぶ～重機災害～	7
長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に 向けた取組に関する周知啓発について	8~11

年末年始における年次有給休暇の取得促進について	11
ジョブ・カード制度について	12
平成28年 業種別死傷災害発生状況（10月末速報値）	12
鹿児島労働局労働基準部 労災補償課は移転しました	13
局所排気装置等の定期自主検査者講習のご案内	14
平成28年度全国産業安全衛生大会に参加して	14
腰痛予防対策講習会のご案内	15
平成29年1月の講習開催のご案内	16

さくらじま

よく「焼け火箸に貫かれるような痛み」との表現があるが、私は2か月ほど前、心筋梗塞になり、まさしくその通り胸がジリジリと激しく痛み身動きできないほどであった。労災の過労死の代表的な疾病であるが、これで亡くなった人はこの苦しみの末亡くなったのか、とてもなく辛かっただろうなと思いながら苦しみもだえていた。

ただ、私は検査入院中だったので直ちに、心臓カテーテル造影検査と手術を受け、痛みも收まり、後遺症もあまり出なくて済み不幸中の幸いだった。これが夜中の就寝中や船釣りでの海上だったらと思うとぞっとする。

私がこの時入院していたのは、元々心臓の別の持病があったのだが、いつもと違う症状があったのでかかりつけ医に相談したところ、すぐに○○病院の救急外来に行くように言わ

れ、そこで検査・診察を受け、担当医から特に異常はないが様子を見るのとさらなる検査のためすぐに入院してくれと言われてしまった。自分としてはそれほどのことはないのにと思ったが、ここでリスクアセスメントを考えてみた。重篤度は心筋梗塞なので「致命的・重大×」、発生の可能性は自分ではほとんどないと思いながらも医師の判断では「可能性がある△」となるとリスクの見積もりは「Ⅲ直ちに解決すべき又は重大なリスクがある」となるので職場に迷惑がかかるが入院することとした。この判断が幸いした。

リスクアセスメントはそれほど難しいものではなく有効な安全管理手法である。県内は今年9月末で前年同期に比べ労働災害が約15%も増加している。リスクアセスメントを導入し安全管理の徹底をお願いしたい。

平成28年度 年末年始無災害運動

平成28年度年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で46回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどり、平成27年は死亡者数が初めて1,000人を下回ったが、平成28年上半期は、製造業の死亡災害が前年同期比35.5%増となったほか、死傷災害も製造業、陸上貨物運送事業、第三次産業などで増加している。この背景には、団塊の世代の大量退職に伴う安全衛生ノウハウ継承の断絶、非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、高年齢労働者の増加といった構造的な問題に加え、産業活動の活発化などがあると考えられる。

一方、健康面では、労働安全衛生法の改正等により、ストレスチェック制度の効果的な運用、化学物質のリスクアセスメントの実施、職場の受動喫煙防止対策、過重労働等防止対策などの課題に対して適切な対応が必要となっている。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要である。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増すことから、各事業場、職場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となる。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成28年12月15日から平成29年1月15日までとする。

3 運動標語

『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう
来る年に』

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 實施者

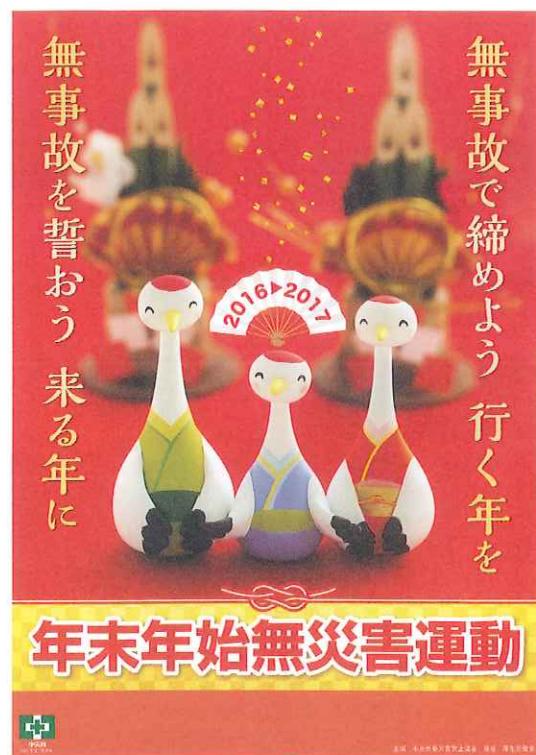
各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作及び配布
- (3) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災、熊本地震等の災害に伴う復興工事等における労働災害防止対策
- (12) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (13) 転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



「年末年始無災害運動」図書・用品のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、12月15日から平成29年1月15日まで、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』のスローガンのもと、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を進めるため、中災防用品の販売を行うことにしていきますので、ご活用下さいますようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電話 099-226-7427
FAX 099-226-7429

◇川内支部

電話 0996-25-1377
FAX 0996-25-1377

◇鹿屋支部

電話 0994-40-9055
FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電話 0995-63-1030
FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電話 0993-58-2183
FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電話 099-472-4877
FAX 099-472-4833

◇大島支部

電話 0997-53-5487
FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電話 0997-22-2736
FAX 0997-22-2731



年末年始建設業一斉監督の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成28年12月1日（木）から平成29年1月31日（火）までの期間を「年末年始建設業一斉監督」として、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉監督を実施します。

1 楽旨 ※災害状況は9月から10月へ変更予定

鹿児島労働局管内の本年1月から9月までの休業4日以上の労働災害による死傷件数は、全産業で1282件と昨年同期と比べ166件増加し、建設業においても195件と14件の増加となっています。12月及び1月は年末年始で何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、建設業では労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るために、建設業一斉監督を実施します。

2 実施期間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月31日（火）までの期間

3 監督指導の重点

死亡災害が多い「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）のおそれのある現場を重点に行う。

- (1) 墜落・転落災害の防止対策
足場の設置等による作業床の確保、安全帯（命綱）の使用、開口部等への囲いの設置
- (2) 建設機械災害の防止対策
有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保
- (3) 土砂崩壊災害の防止対策
掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止支保工の設置

4 労働災害発生状況

鹿児島県内における建設業の労働災害は、本年9月末現在で、195件と前年より14件増加しており、業種別では、土木工事業が80件で21件の増加、建築工事業が94件で7件の減少、他の建設業が21件と前年と同数となっています。

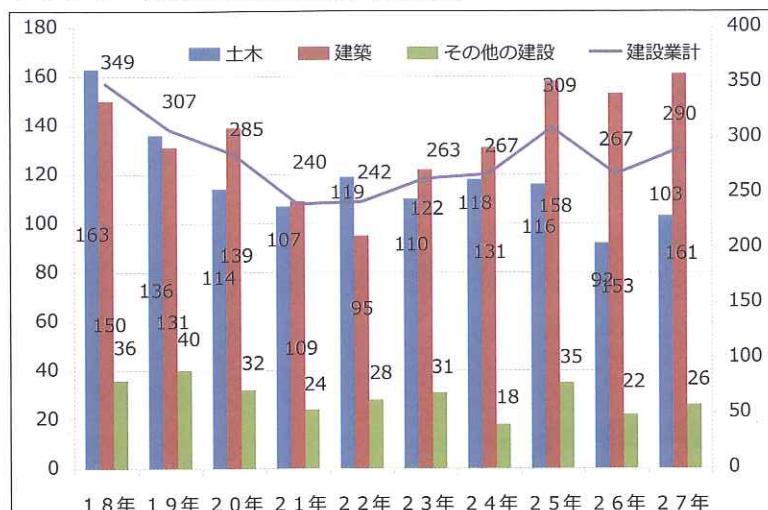
死亡災害については、3件と前年と同数となっており、工事別では、土木工事業が2件と前年より1件増加、建築工事業が1件と前年と同数となっています。

なお、昨年の建設業の労働災害発生状況はグラフ1～3のとおりです。

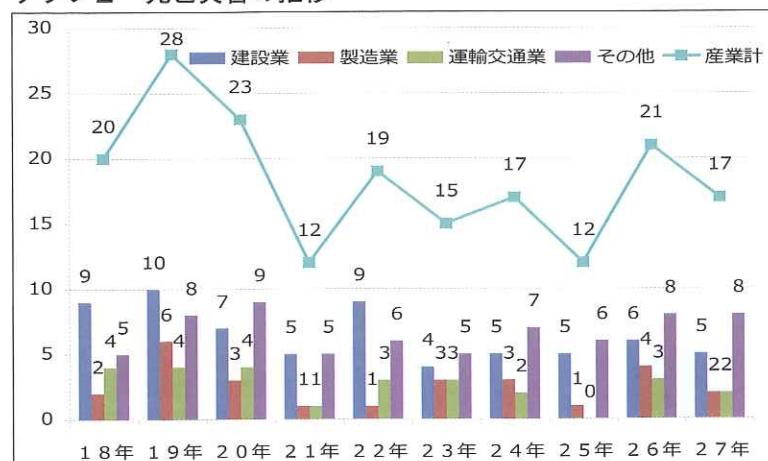
テーブル1 平成28年 業種別死傷災害発生状況（9月末）

業種	死傷件数	死亡件数
全産業計	1,282	12
建設業計	195	3
建設業（土木工事業）	80	2
建設業（建築工事業）	94	1
建設業（その他の建設業）	21	0

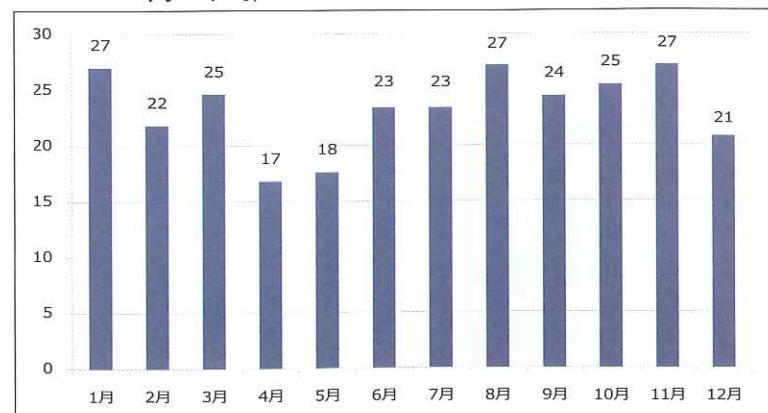
グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



グラフ3 月別平均労働災害発生状況（建設業における過去5年間の平均）



あっせん申請の大幅な減少に対して、助言・指導の申出が大幅に増加

平成28年度上半期個別労働紛争解決制度の運用状況

鹿児島労働局雇用環境・均等室

★民事上の個別労働相談件数

1,623件 (6.1%減)

★助言・指導申出件数

28件 (40.0%増)

★あっせん申請受理件数

16件 (42.9%減)

※増減率は前年度同期との比較

鹿児島労働局では、個々の労働者と事業主との間のトラブルを未然に防止し、発生した場合においても、できるだけ迅速な解決を援助するため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「個紛法」という。）に基づき、総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関する幅広い相談を受け付けております。

平成28年度上半期（以下「当期」という。）に総合労働相談コーナーに寄せられた相談のうち、労働基準法や最低賃金法等の法令違反を伴わない労使間で発生した民事上の個別労働紛争（以下「個別労働紛争」という。）に関する相談は1,623件で、前年度同期と比較し、106件（6.1%）減少しました。

個別労働紛争に関する相談を内容別にみると、退職勧奨や雇い止め、自己都合退職等の「退職関係」に関する相談が530件（24.3%）で最も多く、以下「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が380件（17.5%）、「解雇」に関する相談が278件（12.8%）、賃金や退職金などの「労働条件の引下げ」に関する相談が151件（6.9%）、「賠償」に関する相談が93件（4.3%）と続いております。これら以外は「その他」として集計しており、745件（34.2%）で「雇用管理改善」、「配置転換」、「懲戒処分」等に関する相談が含まれます。なお、いわゆる職場での「パワー・ハラスメント」は、「いじめ・嫌がらせ」に含まれます。

前年度同期と比較すると、「退職関係」が17件（3.3%）、「賠償」が13件（16.3%）の増加であるのに対し、「いじめ・嫌がらせ」は53件（12.2%）減、「労働条件の引下げ」が21件（12.2%）減、「解雇」が47件（14.5%）減少しています。ただし、「いじめ・嫌がらせ」は減少しているものの、「退職関係」とともに依然として高い水準で推移しています（「グラフ1」参照）。

個別労働紛争の解決には、まず当事者間で十分話し合っていただくことが極めて大切であり、個紛法第2条においても、自主的解決の努力義務が定められています。

しかしながら、当事者間で自主的に解決することが困難な場合は、同法に基づく裁判外の紛争解決援助制度として、当局には、

①鹿児島労働局長による「助言・指導」

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」の2つの制度が設けられております。

これらの制度では、助言等への対応やあっせん手続きへの参加は、当事者の判断によるため、裁判制度のように対応しないことによる法的な不利益はありませんが、

多くの専門的な書類の作成を要することから弁護士等の専門家に依頼することが多い裁判、労働審判に比べて、「手数料がかからない（無料）」、「手続きが簡素である（迅速）」、「非公開で、当事者のプライバシーが保護される」というメリットがあります。

これらの制度の運用状況は次のとおりです。

①鹿児島労働局長による助言・指導について

当期における助言・指導の申出件数は28件であり、前年度同期と比べて8件増加しました。

申出内容の特徴としては、「退職関係」、「労働条件引下げ」、「いじめ・嫌がらせ」がいずれも7件で、最多となっています。「解雇」と「賠償」は、前年度同期と比較して横ばい状態にあります。

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」について

「あっせん」とは、労働問題や法律の知識・経験が豊富な第三者である弁護士等があっせん委員として、公平・中立な立場で両当事者の間に入り、双方の主張を確かめながら、歩み寄りを促すことにより、個別労働紛争を合意に導くという解決を援助する制度です。

両当事者の参加によるあっせん期日は、原則として1日であるため、簡易かつ迅速な処理が可能であり、さらに双方の同意がない限り両当事者が会わずに、あっせん委員が個別に主張を確認するため、精神的な負担の面でもメリットがあります。

当期におけるあっせん申請受理件数は16件であり、助言・指導申出件数が大幅に増加しているのと対照的に、前年度同期の28件から12件（42.9%）減少しました。

紛争の内容は、相談件数、助言・指導※の申出と同様、「退職関係」が最多となっています（※助言・指導では「労働条件引下げ」「いじめ・嫌がらせ」と同数）。

減少に関しては、対前年度同期との比較では「解雇」関係（58.3%減）、前年度下半期との比較では「いじめ・嫌がらせ」（64.3%減）の大幅な減少が顕著です。

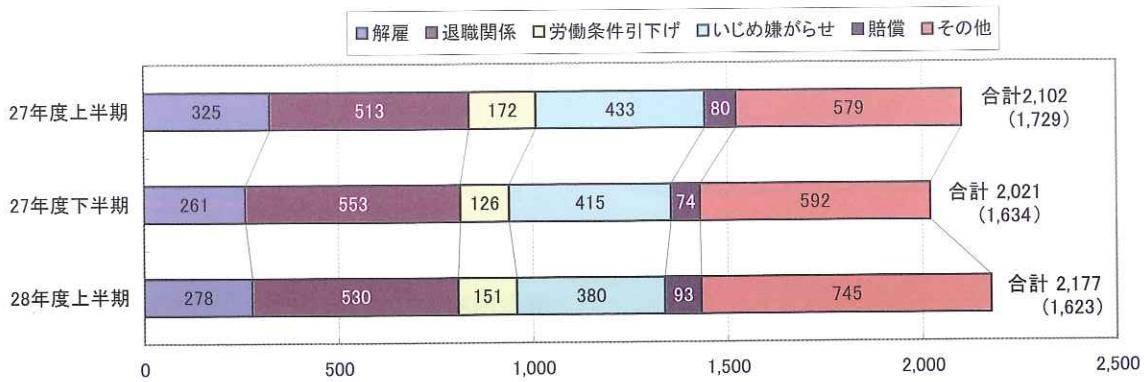
当期中にあっせんの処理を終了した事案14件については、全件が2か月以内で処理されており、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を生かした運用が確保できています。前述のとおり、あっせんに参加するか否か、また、参加した場合も、合意するか否かは当事者の意思にゆだねられるものの、申請の取下げがあった2件を除く12件中5件（41.7%）は事業主等の被申請人から参加の意思が示されて、あっせんが開催され、3件は、両紛争当事者の歩み寄りにより、合意による解決に至っています。

主張が一致しない紛争状態であるにもかかわらず、解決に至った要因として、あっせん委員が当事者双方の間へ公平・中立の立場から粘り強く交渉を導いたこと及び申請人、被申請人双方が個別労働紛争の早期かつ自主的な解決に向けて、誠意を持って積極的に対処されたことが挙げられます。

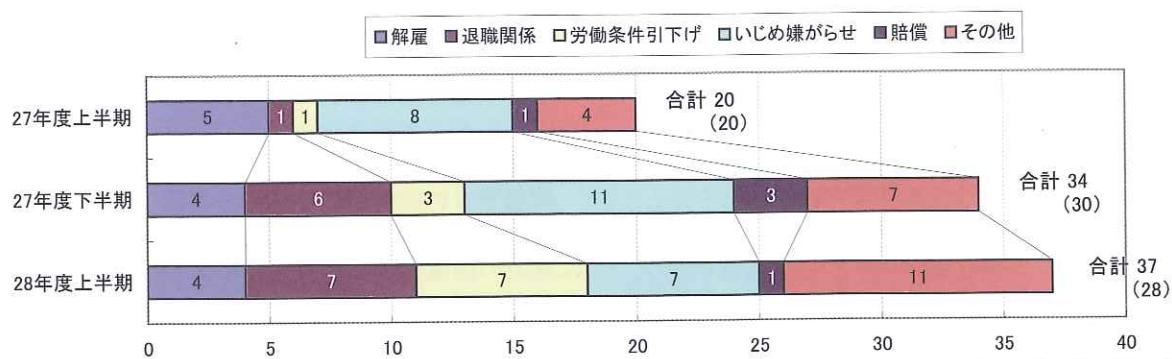
なお、当期は助言・指導、あっせんとも、全事案が労働者の方からの手続きにより処理を開始したものでしたが、事業主の方も申出や申請ができますので、個別労働紛争が発生し、当事者間での解決が困難な場合には、簡易な手続きで迅速に解決を援助するこれらの制度の利用をぜひご検討ください。

本件に関する問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで。

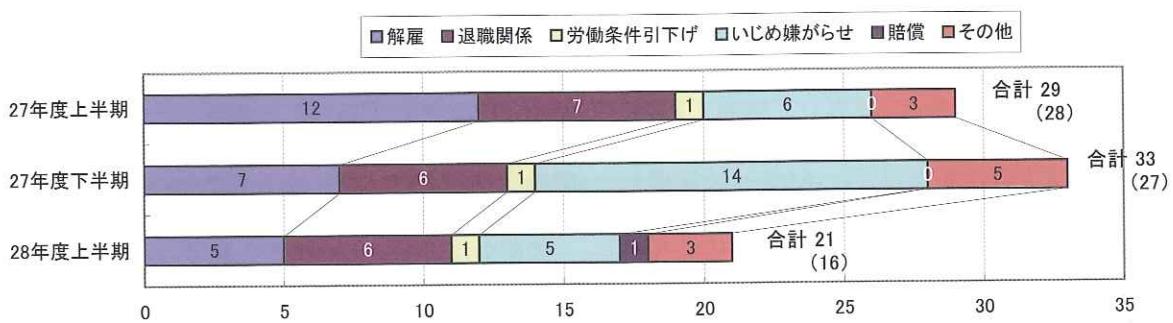
グラフ1(相談件数の内容)



グラフ2(助言・指導の申出内容)



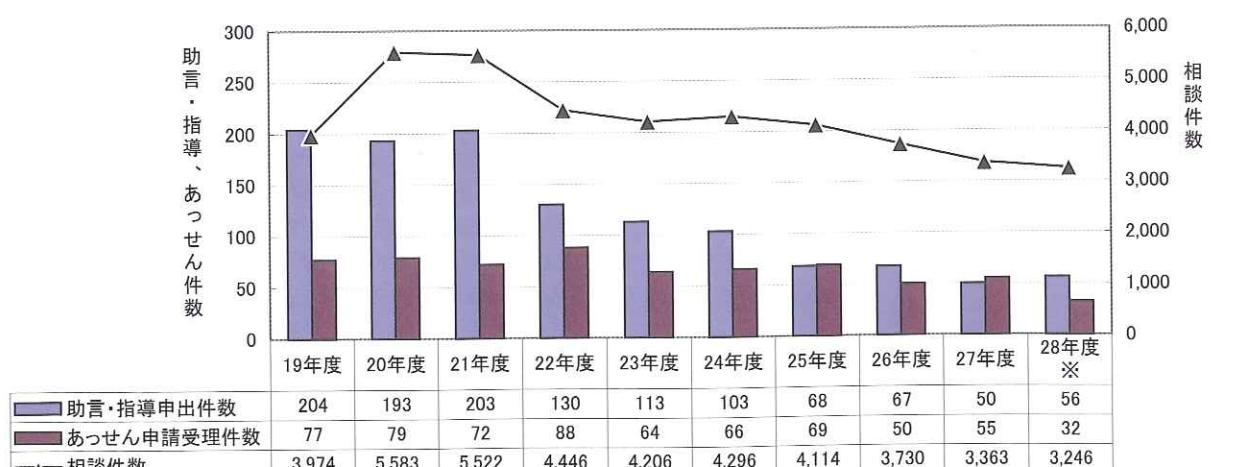
グラフ3(あっせん申請の受理内容)



※グラフ1～3について

- ①集計方法の変更により、平成28年度から定年に関するものは、従来の「退職関係」ではなく「その他」へ計上されている。
 ②1回の相談、申出、申請において、内容が複数の項目に及ぶ場合があり、()内が相談等の回数である。

グラフ4(相談件数、助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移)



※28年度は、上半期の件数を2倍にして算出した予測値である。

災害に学ぶ

「重機灾害」

鹿児島労働局健康安全課

重機灾害は従来型の災害

「タイヤローラーに轢かれ死亡」、「重機のバケットと側壁に挟まれ重体」等の重機（車両系建設機械等）に係る記事が新聞や業界紙面に載ったとしても、災害事例としては目新しいものではなく、典型的な従来型の災害である。これらの重機灾害は建設業の三大災害の一つであることは既に承知のとおりであるが、どうも我々も業界も災害が頻繁に発生していることから慣れっこになってしまった感が拭えない。

重機灾害の発生状況

過去5年間に発生した県内の重機を起因物とする休業件数は193件で同死亡件数は5件である。これらの件数を全産業と比べると、休業では全産業の2.2%に過ぎないが、死亡では全産業の6.2%（休業の2.8倍）に達することから、重機が絡む災害は重篤な結果に陥りやすいことは数字の上からも立証済である。

重機灾害の中でも「人が重機に激突された、又は挟まれ・巻き込まれた」という重機との接触が原因の休業件数は115件（重機灾害の60%）で同死亡件数は3件（重機灾害の60%）であることから、重機との接触による災害は件数も多く、死亡に至る率が高くさらに深刻である。

この重機との接触による原因にはある共通する場面が見えてくる。それは重機と人が一緒に作業していることである。この重機と人との作業が場所的又は時間的に分離できれば前記「115件の休業災害及び3件の死亡災害」が理論上無くなるはずである。しかし、現実には数値が示すとおり、重機と人が一緒に作業しているケースが多い。なお、クレーン仕様の重機を使用してクレーン作業を行う場合の玉掛け作業や吊上げ運搬時の補助作業での災害は統計上「移動式クレーン」の分類になり、前記件数に含んでいない。

重機に近づく作業員

車で土木現場の脇を通過すると、重機の周囲やバケットの近くで作業員が重機の作業を見守っている光景をよく目にすることが、作業員が手を動かしていることは稀である。作業員は心理的にも「必要があれば手を貸すぞ」との勤勉心から、重機の不得意とする細やかな作業を加勢する目的があるのかも知れないが、果たして重機に近づく必要があるのか疑問である。

重機の作業量は人の作業量の何倍に相当するかは定かでないが、地山の掘削、土砂の移動、土砂の運搬等の作

業の殆どは重機がこなしている現状から、これらの作業は重機に任せ、人は重機から離れた場所で別の作業をするか又は重機を止めてから人が作業する方が安全上も得策である。このように人の作業を重機の作業と分離する方法は取れないものなのか、再考する必要がある。

重機と人との混在作業

前記重機の補助作業の他に、クレーン仕様の重機がクレーン作業をする場合を除き重機と人との混在作業を同時に行わなければならない作業は何があるか、積極的に列記したいが、どうもよく思い浮かばない。

重機のバケットによる資材の運搬・移動作業では重機と人との混在同時作業が考えられるが、これらの作業は一部の作業を除き重機の用途外使用として作業が禁止されている。

したがって、重機と人との混在作業を同時に同じ箇所で作業しなければならないケースは少ないのでないかと考える。

現場の重機接触防止対策？

重機との接触防止による対策について、建設現場のパトロールや臨検で、現場事務所の現場日誌やKYT（危険予知訓練）の黒板に

- ・重機との接触に注意
- ・重機の誘導者を置く
- ・重機の運転手に合図する

との記載を多く目にする。しかし、これらの対策が実際の現場で守られているかは前記災害発生件数が証明するとおり、疑問である。

我々が作業現場に足を進めると、重機の周りに作業者がいる光景が目に飛び込んでくる。この状況に対し、現場監督からは「朝礼時に重機に近づくなと指示したのに」とか「これから誘導者を置きます」等の弁明が返ってくるが、本音は「工期があり細かい指示まで手が回らない、重機の小取り（補助）がいる」と考えている節が窺え、もともと重機の作業計画として、重機と人の作業を場所的に又は時間的に分離する対策は無く、苦肉の策としての誘導者を配置することも余裕がない現状が認められる。

現場監督の仕事は？

前記の「重機の周りに作業者がいる光景」は、現場監督が計画届等の書面作成、朝礼の実施等の管理面のみならず、測量・丁張の実施、重機の運転までこなしている土木工事現場でよく目にし、稀ではない。

現場の出来具合や進捗は良くも悪くも現場監督の手腕に任されている現状があり、現場監督が作業（者）を指揮監督する重要な任務を行っていない又は行えないことが、依然として重機災害が減少しない背景として存在する。

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に 向けた取組に関する周知啓発について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成28年10月20日付け鹿児島労働局長より当協会長あて、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する周知啓発について、依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。

鹿労発基1020第1号
平成28年10月20日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた 取組に関する周知啓発について（依頼）

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。

また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められているところですが、鹿児島県においては、いわゆる正社員の労働時間が全国平均よりも長く、また、年次有給休暇の取得率も全国平均を下回っており、働き方の見直しがより求められている状況にあります。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けてー」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月27日に第1回目の「働き方改革実現会議」が開催されるなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組が開始されています。

この長時間労働問題については、鹿児島労働局に私自身を本部長とする「鹿児島労働局働き方改革推進本部」を設置し、

①著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
②休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
を2つの柱として、局を挙げて取り組んできました。特に監督指導については、本年4月に、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

そのため、鹿児島労働局におきましては、本年も、昨年に引き続いて10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、年次有給休暇の取得促進に取り組んでいるところですが、更に11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進していくこととしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための施策等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望されます。

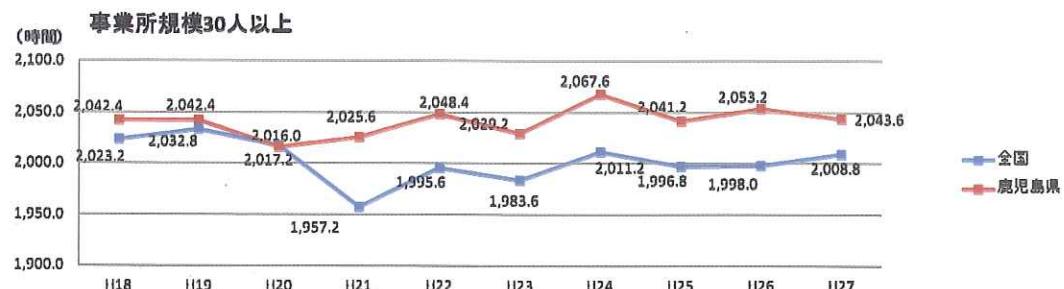
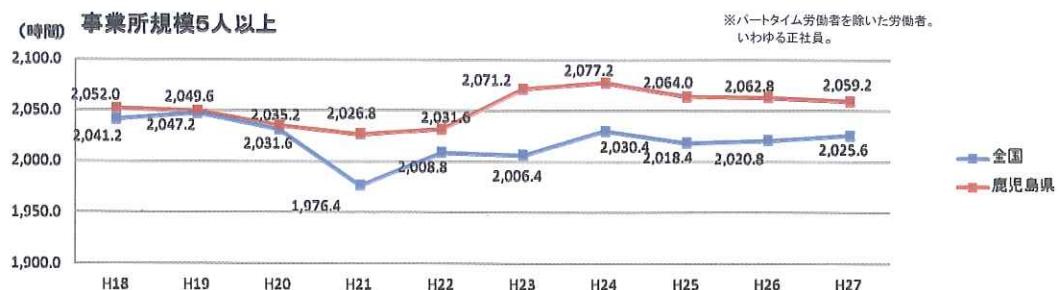
具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めて長時間労働削減をはじめとした「働き方改革」に向けた取組の趣旨を御理解いただき、団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

鹿児島県内の労働時間と年次有給休暇の取得等の状況について

年間総実労働時間（一般労働者）

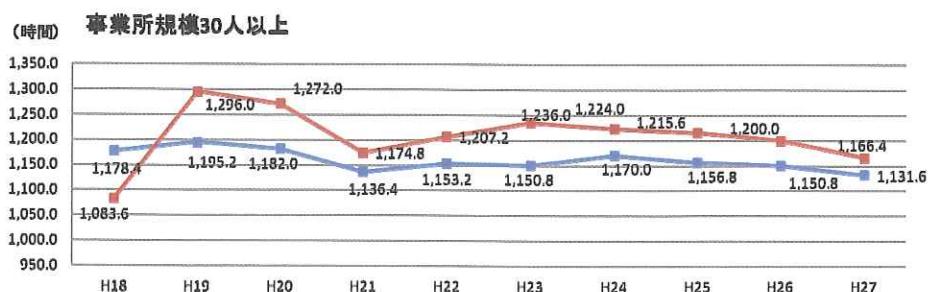
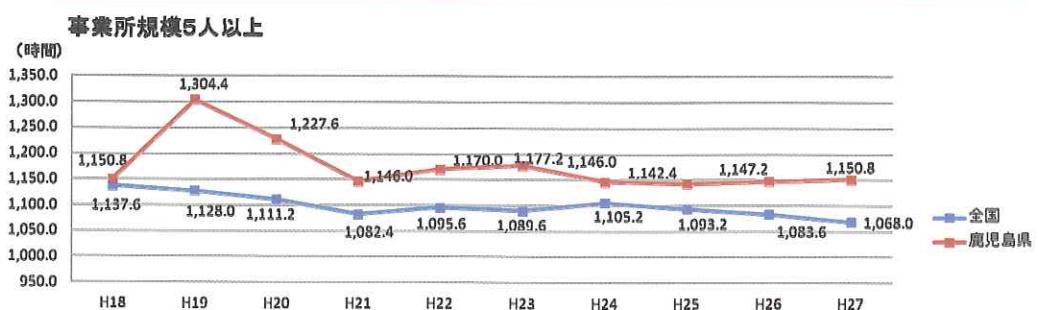
一般労働者（正社員）は、全国と比較して労働時間が長く、2,000時間を超える状況。



出典：毎月勤労統計調査

年間総実労働時間（パートタイム労働者）

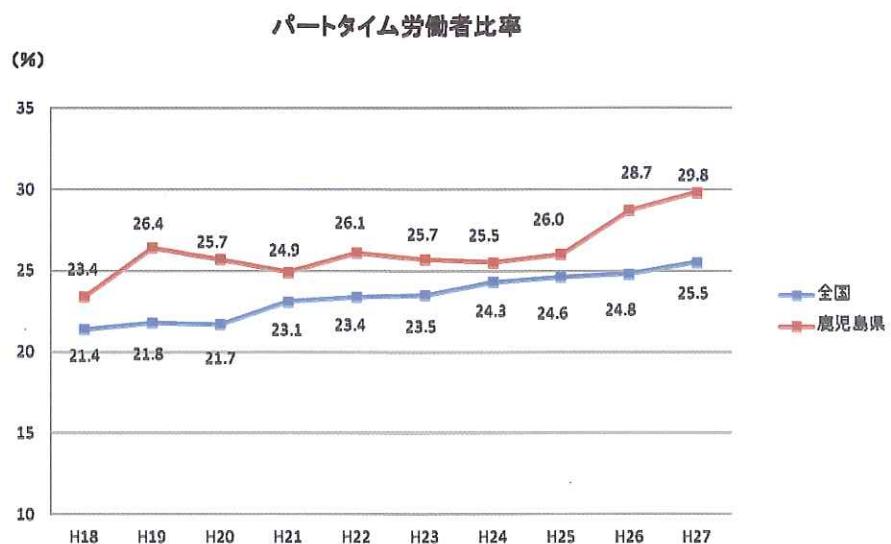
パートタイム労働者も、全国と比較して労働時間が長い状況。ただし、事業所規模30人以上を見ると、平成27年は平成26年に比べ33.6時間減少した。



出典：毎月勤労統計調査

常用労働者に占めるパートタイム労働者の比率

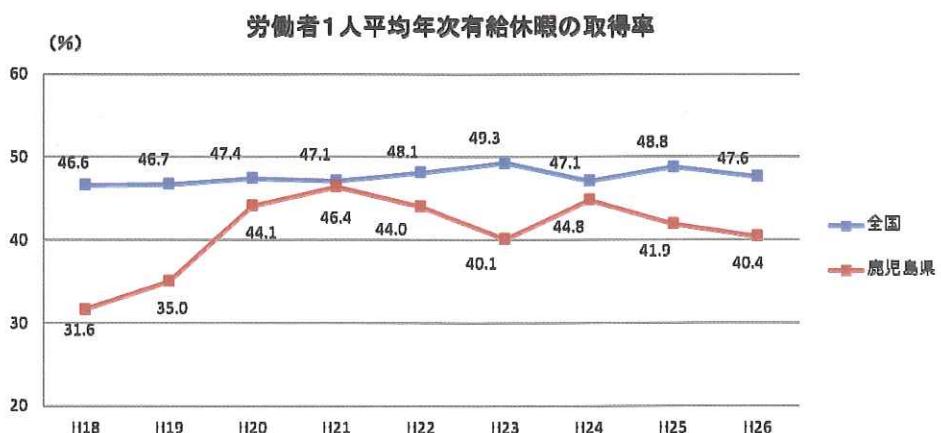
鹿児島県内の常用労働者に占めるパートタイム労働者の比率は、全国平均を上回っており、近年は全国平均との差が広がっている。



出典：毎月勤労統計調査

年次有給休暇の取得率

鹿児島県内の年次有給休暇の取得率は、全国平均と比べて低い状況であり、近年取得率が低下している。



【参考】

◎ 年次有給休暇の取得率に係る政府目標 <「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）>

平成20（2008）年 → 平成32年（2020年）
47.4% → 70.0%

出典：全国：就労条件総合調査、県：鹿児島県労働条件実態調査

ジョブ・カード制度について（ご案内）

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

事業主の皆様、ジョブ・カード制度をご利用ください！

ジョブ・カードは、「生涯を通じて活用するキャリア・プランニング」や「職業能力証明」のツールとして活用できる制度です。労働者のキャリア・プラン等の情報を蓄積し、労働者自身が生涯のキャリア形成の場面で活用するツールであるとともに、職務経験や職場における仕事ぶりの評価等に関する情報を「見える化」した職業能力証明として活用できるツールです。

事業所における様々な場面で活用できます。

- 従業員の仕事ぶりの評価に使うことによって、従業員のキャリア形成の促進、職業能力の「見える化」に役立ちます。
- 採用の場面で、ジョブ・カードを履歴書の追加書類とすることにより履歴書だけでは見えなかった能力を把握できます。
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（有期実習型訓練・実践型人材育成システム）を実施し人材を確保できます。
- ジョブ・カードを使うことにより従業員のキャリアコンサルティングが行えます。（一定の要件を満たす場合に助成金制度あり）

※詳細については、「ジョブ・カード制度総合サイト」(<http://jobcard.mhlw.go.jp/>)にてご確認ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

〔平成28年9月末現在〕

県内有効求人倍率 1.03倍（前月比 同水準）
 全国平均有効求人倍率 1.38倍（前月比0.01P増）
 県内正社員有効求人倍率 0.67倍（前年同月比0.13P増）
 全国正社員有効求人倍率 0.89倍（前年同月比0.11P増）
 ※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が5か月連続で1倍台となり、有効求人数が、25か月連続で前年同月を上回るなど、依然、緩やかな改善傾向にあります。産業によって、求人の増減にばらつきがみられ、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【建設労働者確保育成助成金】

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保、育成および技能継承を図ることを通じ、建設労働者の雇用の安定、能力の開発および向上を目的としています。

12種類の助成コースからなり、認定職業訓練や技能実習を受講させた場合の賃金・経費の助成や、若年者・女性に魅力のある職場づくりに取り組んだ場合の経費の助成等があります。

※ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-5101）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

鹿児島労働局

	平成 28 年	平成 27 年		増減数	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
1 全産業	1448	13	1277	13	171
1 製造業	270	1	233	2	37
1 1 食料品製造業	163	1	140	1	23
1 4 木材・木製品製造業	15		7		8
1 9 窯業土石製品製造業	11		18		-7
1 11 ~ 12 金属製品製造業	16		11	1	5
1 13 ~ 15 機械機具製造業	22		15		7
1 上記以外の製造業	43		42		1
2 飲食業	5		2		3
3 建設業	231	3	221	4	10
3 1 土木工事業	95	2	79	2	16
3 2 建築工事業	108	1	119	1	-11
3 3 その他の建設業	28		23	1	5
4 運輸交通業	148	1	145	2	3
4 1 鉄道・航空機業	6		5		1
4 2 道路旅客運送業	19		8		11
4 3 道路貨物運送業	122	1	131	2	-9
4 4 その他の運輸交通業	1		1		-1
5 貨物取扱業	18		15	1	3
5 1 陸上貨物取扱業	8		6	1	2
5 2 港湾運送業	10		9		1
6 農林業	69	2	66	2	3
6 1 農業	33		28		5
6 2 林業	36	2	38	2	-2
7 畜産・水産業	68	1	66	1	2
8 商業	194	3	162	1	32
8 1 卸売業	24		20		4
8 2 小売業	137	3	122	1	15
8 3 理美容業	2		3		-1
8 4 その他の商業	31		17		14
9 金融・広告業	20		10		10
11 通信業	8		4		4
12 教育・研究業	9		15		-6
13 保健衛生業	205		158		47
13 1 医療保健業	78		63		15
13 2 社会福祉施設	125		88		37
13 3 その他の保健衛生業	2		7		5
14 接客娯楽業	105		85		20
14 1 旅館業	21		19		2
14 2 飲食店	55		41		14
14 3 その他の接客娯楽業	29		25		4
上記以外の事業	98	2	95	3	2
10 映画・演劇業			0		
15 清掃・と畜業	54	1	53		1
16 官公署	1		1		
17 その他の事業	43	1	41		2
陸上貨物運送事業（4 - 3 - 5 - 1）	130	1	137	3	-7
第三次産業（8 - 17）	639	5	529	1	110

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷報告が未提出の場合もあります。

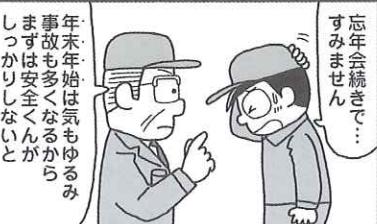
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

安全くん



年末年始無災害運動

「イラストレーター：ミヤチヒデタカ」



平成28年度 年末年始無災害運動

無事故で締めよう 行く年を
無事故を誓おう 来る年に

鹿児島労働局労働基準部 労災補償課は 平成28年11月7日（月） 以下のとおり移転しました。

平成28年11月7日以降の各種手続、お問い合わせ等は、下記の所在地、電話番号になりますので、お間違えのないようよろしくお願いします。

〒892-0842

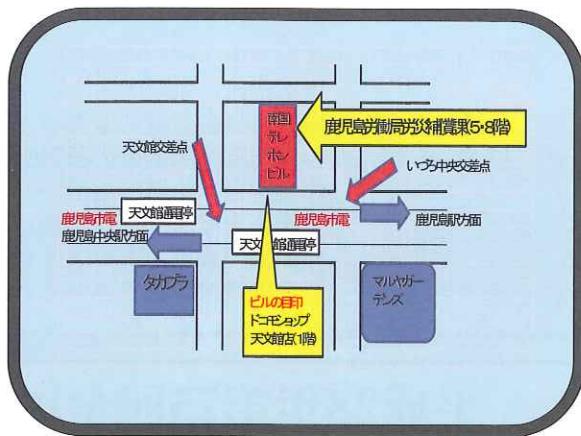
鹿児島市東千石町14番10号

天文館三井生命南国テレホンビル5階

電話099-223-8280（変更ありません。）

Fax 099-223-0890（変更ありません。）

*駐車場はございませんので、公共交通機関等のご利用をお願いします。



労災保険指定医療機関・指定薬局・指定訪問看護事業者の皆様へ

平成28年11月7日（月）から、鹿児島労働局「労災補償課」は、鹿児島労働局「労災補償課分室」と同じ「天文館三井生命南国テレホンビル」に移転しました（移転・分室解消後は、「労災補償課医療係」が診療費等の受付・審査点検事務の窓口になります）。

それに伴い、同日以降、診療費等請求書類の提出先が変更となりますので、お間違にならないよう、御留意願います。

平成28年11月7日（月）から労災診療費、薬剤費、アフターケア委託費及び二次健康診断等の請求書は、鹿児島労働局労働基準部労災補償課医療係に提出してください。

提出先 : 鹿児島労働局労働基準部 労災補償課医療係

所在地 : 〒892-0842

鹿児島市東千石町14番10号

天文館三井生命南国テレホンビル8階

電話番号：099-216-8616

FAX番号：099-227-4171

※所在地、電話番号及びFAX番号は旧労災補償課分室と同じです。

鹿児島労働局・労働基準部労災補償課

局所排気装置等の定期自主検査者講習のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

法令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置等は、1年以内に1回、定期に自主検査を行うことが義務付けられています。

本講習は、検査を適切に行うための必要な知識・技能を習得するため開催いたします。鹿児島では、初めての開催となりますのでこの機会に是非受講されますようご案内致します。

講習日時	平成29年1月18日（水）～1月20日（金） 3日間 午前9時より17時までを予定
受付期間	平成28年12月12日（月）～12月16日（金） 定員の40名になり次第締め切ります。
講習場所	鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）
受講料	■会員事業場 24,408円（消費税・教本代込み） ■非会員事業場 27,648円（消費税・教本代込み）
申込・問い合わせ先	（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16 TEL099-226-3621
申込方法	所定の申込書に受講料を添えて受付期間内に申し込み下さい。 申込用紙は本会ホームページからダウンロード又は電話連絡等によりお取り寄せ下さい。
受講対象者	局所排気装置等の定期自主検査の業務につく方
受講資格	○局所排気装置等の設計又は検査の実務に2年以上従事した経験のある方 ○特定化学物質、石綿、鉛又は有機溶剤の作業主任者の資格を有し、当該作業に1年以上従事した経験のある方 その他の資格もありますのでお問い合わせ下さい。
修了証	所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

平成28年第75回全国産業安全衛生大会に参加して

ヘルスサポートセンター鹿児島
総務部渉外課 堀之内 隼人

平成28年10月19日から10月21までの3日間、宮城県仙台市において、「築こう未来へ 安全と健康でつなぐ復興の架け橋」をテーマに、大震災を経験した宮城県で、全国から集う参加者の協力により、将来に向けての復興の架け橋になればとの願いを込めて第75回全国産業安全衛生大会が開催されました。

1日目の総合体育館で行われた総合集会においては、中災防会長賞、顕功賞、緑十字賞の表彰式が執り行われ87名の受賞者が紹介されました。

講演として、厚生労働省労働基準局長による「労働安全衛生の動向」があり、昨今の労働衛生に関する報告や今年度から実施義務となったストレスチェックの実施状況等について説明がありました。

また、今回の特別講演として、宮城県出身の俳優・歌手中村雅俊氏とフリーキャスター唐橋ユミ氏による「故郷と復興への思い」をテーマとしたスペシャルトークが行われました。

中村氏は、現在も復興コンサート等で地元に大きく貢献しており、故郷の復興に対する熱い想いが強く伝わりとても感動しました。

また、分科会として各会場にて労働災害防止に関連するテーマごとに研究発表・講演等が行われ、今年は、大会テーマに即し「防災・危機管理分科会」が分科会に新設され、企業における震災対策・危機管理の事例、ストレスチェックに関する各企業の取り組みなどが報告されていました。

今回の研修において仙台市内は比較的震災の面影はあまり残っておらず平静を取り戻しているようであったが、郊外では仮設住宅がまだ点在しており震災時の大きな爪痕を感じさせるものがありました。

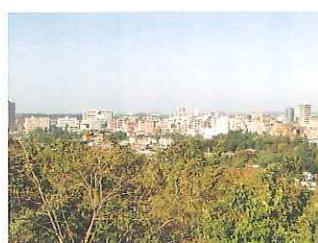
鹿児島県では震災とは他人事であるという感覚が強かったが、地元企業の各テーマに震災が織り込まれた事例を目の当たりにし、万が一のためにもっと危機感も持って行動せねばと強く感じ、宮城をあとにしました。



大会の様子



参加者全員でゼロ災唱和



仙台市内を望む



伊達政宗公 銅像

厚生労働省委託事業

平成28年度

腰痛予防対策講習会

無料



第三次産業における労働災害が増えています。特に腰痛は第三次産業における職業性疾患の7割を占め、今後も高齢化の進展に伴う社会的役割の拡大が見込まれる看護・介護の現場でもその予防対策が重要な課題となっています。

中央労働災害防止協会では平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省より委託を受け、保健衛生業を対象とした無料の講習会を全国47都道府県で開催します。

この講習会では、腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説したテキストを使用し、例えばスライディングボードを用いた移乗方法について動画で紹介するなど、これまで腰痛予防対策の取組みがなかった事業場においてもわかりやすい内容となっております。

多くの方のご参加をお待ちしております。

内 容

各会場にて対象者を分けて同日に講習を行います。
なお、内容は昨年度開催のものと同様となります。

主な内容(共通)

講 義

- ①腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- ②スライディングシート等の福祉用具の使用方法、腰痛を起こしにくい作業動作
- ③作業空間、床面等の作業環境の改善
- ④腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用
- ⑤腰部の負担が特に大きくなる作業別のポイント（動画あり）

実 技

- ①作業姿勢
- ②腰痛予防体操

対 象

1 「医療保健業の看護従事者向け」

医療保健業の看護従事者、安全衛生管理者、管理監督者、労務管理者等

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した看護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、講習を行います。

対象者 病院・診療所の看護従事者、施設長、管理者等

9:15～ 受付開始

9:45 開 講

12:15 終 了

2 「社会福祉・介護事業の介護従事者向け」

社会福祉・介護事業(介護サービス事業所、高齢者施設、障害者施設、保育施設等)の介護従事者、安全衛生管理者、管理監督者、労務管理者等

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した介護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、講習を行います。

対象者 社会福祉施設の介護従事者、施設長、管理者等

13:15～ 受付開始

13:45 開 講

16:15 終 了

お申込方法

Webからお申込みいただきます。

- 1 「中災防（ちゅうさいぼう）+腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- 2 「残席確認・オンライン申込み」より申込みください。
- 3 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。

日程・会場【10月1日受付開始】 鹿児島 2月8日（水） オロシティー 鹿児島市卸本町6-12

お問い合わせ先 ➤ 中央労働災害防止協会(中災防) 健康快適推進部 企画管理課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3452-2517/FAX 03-3453-0730

平成29年1月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
床上操作式クレーン運転	1/10～1/12	12/5～12/9	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1/12～1/13	12/5～12/9	会員 12,824円 一般 13,824円	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 1/16～1/20	12/12～12/16	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 1/16～1/17		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/23～1/27	12/19～12/22	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 1/23～1/24		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	1/23～1/25	12/19～12/22	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	1/30～2/1	12/19～12/22	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
ガス溶接	2/1～2/2	12/19～12/22	会員 9,004円 一般 9,504円	
有機溶剤作業主任者	2/2～2/3	12/19～12/22	会員 12,824円 一般 13,824円	
低圧電気取扱	1/10～1/11	12/5～12/9	会員 15,768円 一般 19,008円	
アーク溶接等	1/16～1/18	12/12～12/16	会員 18,360円 一般 21,600円	
ローラー運転	1/30～1/31	12/19～12/22	会員 16,820円 一般 20,060円	
局所排気装置等の定期自主検査者	1/18～1/20	12/12～12/16	会員 24,408円 一般 27,648円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正しました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。

詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。